

介護雇用管理改善等計画について

厚生労働省では、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（令和3年度～8年度）が策定されています。

「介護雇用管理改善等計画」を改正しました
 介護労働者が生き生きとその能力を発揮し
 働くことができる魅力ある職場づくりを強く支援
 令和3年度～令和8年度

介護雇用管理改善等計画とは
 介護雇用管理改善等計画は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発と向上などに関し重要な事項を定めて、厚生労働省をはじめ関係機関が連携し取り組むべき施策を掲げたものです。介護労働者対策を実施する関係機関にとって、行政運用上の指針となるべき計画です。このリーフレットでは、令和3年3月31日に改正した内容をお知らせします。

現 状

- 仕事の内容・やりがいに対する満足度は高い一方、厳しい労働環境にある（賃金、労働時間、身体的・精神的な負担などに不安や不満など）
- 離職率は低下傾向
- 雇用管理責任者の選任率の低迷 など

課 題

- 雇用管理責任者を中心とした介護事業所の雇用管理改善等の促進
- 介護労働者の能力開発と向上
- 介護職の魅力向上、人材確保と処遇改善 など

計画の目標

①一層の職場定着を図る	現状の介護職員の離職率を少なくとも維持しつつ、さらなる改善を目指す
②雇用管理責任者の選任を促す	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用管理責任者を選任した事業所割合 →全事業所の50%以上 ■ 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所割合 →80%以上

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare LL030520企01

施策の内容

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

雇用管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用管理責任者の役割を明記し、介護事業所で雇用管理責任者を中心とした雇用管理改善等を支援すべく、雇用管理責任者講習を実施 ● 働き方改革、ハラスメント防止対策 ● 助成金等の活用 など 能力開発・向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 公的職業訓練の推進 ● 能力開発等を支援する相談援助 など 	その他人材確保・福祉の増進 <ul style="list-style-type: none"> ● 公共職業安定所（人材確保対策コーナー）における人材確保支援 ● 介護職の魅力向上のための若年層への職業教育、インターンシップ等の実施 ● 雇用と福祉の連携による介護分野への就職支援 ● 介護事業所に対する感染症対策への支援 など
---	--

地方公共団体 ↔ 連携 ↔ (公財)介護労働安定センター※

雇用管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉人材センターによる就職支援 ● 地域の医療と介護を総合的に整備する地域医療介護総合確保基金（都道府県に設置）の活用 など その他人材確保・福祉の増進 <ul style="list-style-type: none"> ● メンタルヘルス対策に関する相談、研修 など 	雇用管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用管理責任者を中心とした雇用管理改善等の定着に向けた事業所への相談、援助等の実施 ● 好事例の収集・公開 など 能力開発・向上 <ul style="list-style-type: none"> ● スキルアップ研修等の研修、介護労働講習の実施 など その他人材確保・福祉の増進 <ul style="list-style-type: none"> ● 介護労働実態調査の実施 など
---	---

事業主自身の意識向上・自主的な取り組みを支援

介護事業所

介護事業所の責 務

雇用する介護労働者の、雇用管理改善を図るために必要な措置を講じて、その福祉の増進に努めること。
 (例) 雇用管理責任者の選任、処遇改善、人材確保 など

◎介護労働者にとって安心・安全・働きやすい魅力ある職場づくり
 →介護労働者の確保、職場定着、仕事の満足度の向上へ

※(公財)介護労働安定センター
 厚生労働省から指定法人として指定を受け、政府に代わり、介護事業所に対する相談・援助支援や、介護労働者に対する教育訓練等の業務等を実施。

介護雇用管理改善等計画概要

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとする」と規定されていることに基づく計画

<主な内容>

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的:

介護労働者が生き生きとその能力を発揮して働くことができる魅力ある職場づくりを力強く支援

計画期間:令和3年度～令和8年度
(実施状況を労政審部会に報告)

第2 介護労働者の雇用の動向

雇用の動向

- ①介護職員数、②過不足状況
- ③公共職業安定所における職業紹介状況、
- ④就業形態等、⑤賃金、⑥採用・離職等の状況、
- ⑦仕事の満足度、⑧仕事の悩み・不安・不満、
- ⑨雇用管理責任者の選任状況

第3 計画の目標

- 1 一層の職場定着を図る
 - 現状の介護職員の離職率の水準を少なくとも維持しつつ、更なる改善を目指す
- 2 雇用管理責任者の選任を促す
 - 雇用管理責任者を選任した事業所の割合 全事業所の50%以上
 - 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合 受講者の所属事業所の80%以上

第4 施策の基本となるべき事項

1 雇用管理の改善

- 介護事業所における雇用管理責任者の役割の明確化
魅力ある職場づくりに向けて、介護事業所での適切な雇用管理と介護分野の特徴を踏まえた労働者の負担を軽減する取組を管理
- 雇用管理責任者を中心とした介護事業所における雇用管理改善が機能するための国と関係機関との役割
国…介護事業者雇用管理責任者講習の実施
介護労働安定センター…訪問事業の中で雇用管理責任者を中心とした介護事業所の雇用管理改善に向けて相談・助言等
- 雇用管理の改善を支援する助成金等の活用促進
- 公共職業安定所と介護労働安定センターとの連携強化
- 外国人労働者に関する雇用管理改善
- 働き方改革、ハラスメント防止対策への対応 等

2 職業能力の開発及び向上

- 介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発
- 能力開発に関する相談援助
介護労働安定センターによるキャリア形成に関する相談援助や研修計画の作成支援等の相談援助 等

第5 その他介護労働の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- 人材の確保
- 処遇の改善
- 介護労働者の健康の保持・増進(メンタルヘルス、感染症対策) 等

関連資料について

介護雇用管理改善等計画についての詳細につきましては、下記の関連HPで内容をご確認ください。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17611.html